

生活サポート総合補償制度 保険金支払い補助資料（傷害疾病補償）

補償制度の各補償の中で、お問い合わせの多い「**傷害疾病補償(入院給付金)**」に関して、改めて概要をご案内いたします。保険金請求時のご参考としてご活用ください。

傷害疾病補償(入院給付金)

被保険者がケガ(※1)または病気(※2)により、補償期間開始日(※3)以降に所定の日数を超えて入院した場合、補償の対象となります。

- (※1) 補償期間の開始前に被ったケガは含みません。
- (※2) 補償期間の開始前に発病した病気による入院を含みます。(中途加入の場合、加入日からその日を含めて30日経過した日の翌日以降に開始した入院が対象です。)
- (※3) 中途加入の場合、パンフレット<中途加入>に記載の加入日が補償期間開始日となります。

① 傷害疾病付添介護保険金

被保険者の入院に伴い、親族・介護人が**1日につき3時間以上**の付添介護(※2)を行った場合、日額をお支払いします。(補償期間中30日限度)

(※2)「付添介護」とは以下をいいます。

「被保険者の**年齢または心身の状態等により必要となる付添または介助(入浴、食事、衣服の着脱、その他被保険者が単独で行うことが困難な動作の援助)**を行うこと。」

着替えを持っていくのみやお見舞い等の場合は補償の対象となりません。

上記のような介助を行う場合、一定時間継続して付添う必要があると考えています。この考えをより明確化するため、3時間以上の付添介護をお支払いの対象とする改定を2020年度に実施しました。



② 傷害疾病入院時室料差額費用保険金(差額ベッド費用)

被保険者が入院し、差額ベッド費用(※)を負担した場合、費用が発生した日数に応じて日額をお支払いします。(補償期間中30日限度)

(※)病院等の承認を得て被保険者本人が使用したベッド・病室の使用料をいいます。

③ 傷害疾病入院時諸費用保険金

被保険者が入院した場合、入院日数に応じて日額をお支払いします。(補償期間中30日限度)

④ 傷害疾病入院一時金

被保険者が入院した場合、1回の入院につき1回を限度として、一時金をお支払いします。

(上記①~③いずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院に対してはお支払いできません。)

*補償についての詳細はパンフレットをご確認ください。

*ご不明な点がございましたらパンフレット<補償に関するお問い合わせ先>にお問い合わせください。

引受保険会社：AIG 損害保険株式会社